令 和 0 6 年 度　　第 3 回　　荒川警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 6 年 1 2 月 1 2 日　　午 前10時45分 ～ 午 前11時45分		
開催場所	警視庁航空隊　会議室	出席者	協議会委員　　9 名 署長ほか　　3 名

内　容

会議に先立ち、交通課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

前回会議における意見要望に対する回答
1　巡回連絡について
（1）巡回連絡の意義
巡回連絡カード記載依頼の理由と活用方法
（2）「世帯」の定義
ア　家庭
（ア）人が居住する家、建物、会社、店舗
（イ）おおむね２年に１回以上訪問
イ　事業所
（ア）人が居住しない会社、店舗等
（イ）おおむね４年に１回以上訪問
（3）巡回連絡に対する協力依頼
2　尾竹橋通りへの横断歩道増設について
（1）周辺の道路状況
ア　片側２車線の計４車線で幅員は１２ｍ
イ　横断歩道と信号機が一緒に設置されており、横断歩道のみの設置はなし
ウ　横断歩道設置場所以外の横断は禁止されている。
（2）検討結果
ア　交通量が多く、横断歩道及び信号機の設置条件を満たしていない。
イ　交通の円滑に支障を来すおそれがあるため、見合わせとする。
3　自転車通行帯の交差点での通行方法
（1）通行方法
ア　直進については、そのまま進行
イ　左折する場合、歩道の歩行者等に注意して進行
（2）自転車ナビマークの設置
交差道路に自転車ナビマークを設置予定

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
（1）改正道路交通法
ア　自転車の飲酒運転禁止の強化
（ア）酒気帯び運転等の禁止
（イ）飲酒運転周辺者三罪
車両提供罪、酒類提供罪、同乗罪の「車両」に自転車も含む。
イ　「ながらスマホ」等の禁止（違反要件等）
（ア）「運転中」の携帯電話等の「保持」
（イ）「交通の危険」の発生
ウ　ペダル付き電動バイク（モペット）運転の定義
（ア）ペダルを漕いでの走行を「自動車又は一般原動機付き自転車の運転に該当」と明確に規定
（イ）指導警告にとどめていたところ取締り可能となった。
（2）年末年始に向けた取組
ア　年末年始特別警戒
（ア）一斉警戒日
令和６年１２月２０日（金）
（イ）地域住民との協働
町会や防犯協会員との合同パトロール
（ウ）特殊詐欺対策、盛り場対策、夜間パトロールの実施
イ　交通安全対策
（ア）令和６年ＴＯＫＹＯ交通安全キャンペーン

（イ）各種キャンペーンの実施
ウ　警備諸対策
（ア）諏方神社初詣（大晦日）警戒警備
（イ）荒川区「令和７年二十歳のつどい」警戒警備
２　警察署協議会からの意見要望等
（１）改正道路交通法について
自転車の飲酒運転や携帯電話等の使用同様、イヤホン着用も取締りできないか。
【回答】イヤホン着用に係る罰則がないため取締りはできないが、街頭活動を通じて注意喚起を実施する。
（２）防犯対策について
ア　闇バイト強盗が流行しているところ、「国際難民センター」を名乗る来訪者に寄付を求められ、個人情報等を聞かれたが、真偽不明な場合の対応要領について教えてほしい。
【回答】不審に感じた場合は１１０番通報していただきたい。
イ　夜間、荒川３丁目交差点裏の公園に若者が集まり、たばこの吸い殻、酒の空き缶等が散乱しているので、パトロールしてほしい。
【回答】署内で情報を共有しパトロールを実施する。

[その他の意見要望等]

巡回連絡について
家庭に対する巡回連絡は２年に一度とのことだが、事前連絡はあるのか。
【回答】事前連絡はしていない。あくまで任意であるが、記載した巡回連絡カードの届け先はどこの警察署や交番でも構わない。

その他	会議前に航空隊江東飛行センター視察を実施した。

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 6 年 度　　第 2 回　　荒川警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 6 年 1 0 月 1 1 日　　午 前 1 0 時 0 0 分 ～ 午 前 1 1 時 0 5 分		
開催場所	荒川警察署　講堂	出席者	協議会委員　　8 名 署長ほか　　4 名

内　容

会議に先立ち、生活安全課長、交通課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

前回会議における意見要望に対する回答
1　固定電話の録音機能について
（1）メッセージが長いことのメリット
ア　犯人が諦めて電話を切る。
イ　タイムパフォーマンス重視の電話セールスを防止できる。
（2）ナンバーディスプレイサービスの紹介
2　特殊詐欺対策の広告掲載について
ＹｏｕＴｕｂｅ、トレインチャンネルへの掲載
3　荒川三丁目交差点周辺の違法駐車対策
（1）同交差点の現状
ア　明治通りは交通量が多く、時間調整や荷下ろし等の駐車車両も多い。
イ　駐車車両が、本線から側道に入る車両の事故を誘発するおそれがある。
（2）検討結果
ア　ポストコーンの設置、ゼブラ（安全地帯）・幅員の見直し
側道への進路変更距離が短くなり、渋滞及び接触事故の発生が懸念されるため現実的ではない。
イ　自転車ナビマークの再溶着
自転車の走行空間を明示することで駐車抑止効果が見込まれる。
ウ　その他の駐車抑止対策
（ア）注意喚起看板の増設
（イ）駐車取締りの推進
（ウ）広報啓発活動の強化

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
（1）荒川署水害対策の概要
ア　荒川管内における水害の危険性
イ　当署における水害対策
（ア）災害図上訓練「ＤＩＧ」の実施
（イ）災害警備訓練の実施
ウ　警察署の機能維持
（ア）支援警察署への指揮機能の移設
（イ）管内専門学校との災害時協定の締結
災害時に本署の代替施設として利用する協定
エ　広報啓発活動の推進
街頭デジタルサイネージ等の活用
（2）地域課の活動状況
ア　交番等での各種取扱い
（ア）取扱いの特徴
（イ）１１０番の受理件数
（ウ）１１０番の現場到着までの平均時間（レスポンスタイム）
イ　検挙活動状況
職務質問による隣接署発生重傷ひき逃げ事件犯人の検挙等
ウ　関係機関との合同訓練
（ア）消防と連携した刃物使用傷害事案訓練
（イ）区役所と連携した不審者対応訓練
エ　巡回連絡に関するお願い
2　警察署協議会からの意見要望等
地域課の活動状況について
（1）巡回連絡で各家庭を訪問してもらえるのは本当にありがたいが、最近は警察官の

訪問が少ないように感じる。年間の訪問回数等について教えてほしい。
【回答】調査して回答したい。
（２）荒木田交差点前で警察官が喧嘩の対応に当たって道が塞がれ、１０分以上も通行できなかった。取扱いには感謝したいが、周囲の交通の確保にも配慮してもらえるとありがたい。
【回答】状況によっては難しいこともあるが、可能な限り交通の確保にも努めたい。

[その他の意見要望等]

１　特殊詐欺対策の広報について
（１）電車内のコマーシャルの放映回数をもう少し増やしてほしい。
（２）電車に乗らない人にも見てもらえるような工夫をしてほしい。
（３）以前パソコンに貼付する詐欺防止シールを配布していたが、固定電話用にシールを配布してはどうか。
【回答】・　固定電話のポップシールはあるが在庫が少ないので、予算を組んで多くの方々に配布したい。
・　区役所と連携して、スマートフォン用のシールを作成中である。
２　交通安全対策について
（１）尾竹橋通り周辺は横断歩道が一箇所のみで、遠回りになってしまうので増設してほしい。
【回答】設置の可否等について検討し、報告する。
（２）自転車通行帯が、交差点で左折する際に急に細くなって、消失する箇所がある。通行方法が分からないので明確にしてほしい。
【回答】警視庁本部に確認して回答する。
（３）前回要望した街路樹が整備され、きれいになった。素早い対応に感謝したい。

その他	１　選挙に関する留意事項について確認した。 ２　令和６年度第３回会議は１２月開催予定

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 6 年 度　　第 1 回　　荒川警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 6 年 0 6 月 1 3 日　　午 前10時35分～ 午 前11時40分		
開催場所	荒川警察署　講堂	出席者	協議会委員　　8 名 署長ほか　　3 名

内　容

会議に先立ち、交通課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

「特殊詐欺の現状と課題について」
1　特殊詐欺被害状況
（1）特殊詐欺被害件数
（2）当署の被害状況
ア　令和５年の傾向
前年と比べ被害件数・被害額とも増加
イ　令和６年の傾向
被害件数は減少しているが被害額が増加
2　最近の被害特徴
（1）被害金額の高額化
（2）被害者年齢層の若年化
以前は過半数が６５歳以上、現在は６５歳未満が約半数
（3）手口等の変遷
ア　現金振込型、現金手交型、キャッシュカード手交型、電子マネー手交型を経てネットバンク、仮想通貨型に。
イ　固定電話だけではなく、携帯電話やパソコン、メールへのアプローチが増加
3　特殊詐欺対策本部の設置
被害件数の高止まりと被害金額の高額化を受けて警視庁本部に設置

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
（1）当署の特殊詐欺対策について
ア　詐欺電話入電時
（ア）検挙対策
駅警戒、ＡＴＭ警戒、職務質問
（イ）注意喚起、広報活動
荒川区と連携した防災無線での注意喚起、車両広報、メールけいしちょうを利用した広報
イ　電話に出ない対策
（ア）固定電話への自動通話録音機設置
（イ）ナンバーディスプレイ、ナンバーリクエスト、国際電話拒否設定の加入促進
ウ　関係機関等との協働、広報啓発の推進
（ア）金融機関、コンビニエンスストアに対する警察への通報依頼
（イ）区役所職員と連携したサポート詐欺防止ステッカーの配布
（ウ）携帯電話販売店に対する注意喚起のポスター掲示、チラシ配布の依頼
（エ）現役世代に対する注意喚起
（2）駐車監視員活動ガイドラインについて
ア　ガイドラインの趣旨
平成１８年に策定し、管内の交通情勢を勘案して、年に一回、更に必要に応じて随時見直しを行い、これに基づいて駐車監視員が取締り活動を推進する。
イ　管内の交通情勢（本年５月末現在）
（ア）人身事故、死傷者数
前年同期比で増加
（イ）違法駐車の１１０番通報件数
前年同期比で大幅に増加
ウ　今後の運用
管内情勢に鑑み、現行のガイドドラインを変更せず、駐車違反車両の取締りを継続強化する。
2　警察署協議会からの意見要望等
（1）特殊詐欺対策について

ア　固定電話の録音機能のメッセージは、他区に比べて長く感じる。
イ　ＹｏｕＴｕｂｅやＹａｈｏｏ！等で特殊詐欺に関する広告を流してはどうか。
（２）駐車車両の取締りについて
荒川３丁目のコンビニエンスストア付近に駐車車両が多く、事故が多発しているので取り締まってほしい。

[その他の意見要望等]

１　自転車の運転方法について
（１）天王祭の開催時、尾竹橋通りを片側一方通行にしていたが、自転車の通行方法を教えてほしい。
【回答】状況に応じた警察官の指示に従って、通行してもらいたい。
（２）道路交通法改正で二輪車（自転車）に対する規制が厳しくなるが、気軽に乗れなくなるのではと心配している。署の取組について教えてもらいたい。
【回答】取締りが目的ではなく、歩行者や運転手を守るための改正と理解していただきたい。取組については、警察庁の方針が示されていないので、今後、詳細をお伝えする。
２　裏路地に木の枝葉が伸びて交通の妨げになっているので問合せ先を教えてほしい。
【回答】署に連絡してもらえば、区と協力して対処する。
３　署員は警察署協議会設立の経緯を知っていると思うが、鹿児島県警の隠蔽報道を受けて教養を行っているか。
【回答】警察職員の逮捕等については、他の事案であっても、署員に教養、指示を徹底している。

その他	会議前に、柔道特別訓練員の合同稽古を視察した。

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和05年度　第4回　荒川警察署協議会　議事概要			
開催日時	令和06年02月08日　午後02時10分～ 午後03時10分		
開催場所	荒川警察署　講堂	出席者	協議会委員　7名 署長ほか　2名

内　容

会議に先立ち、電動キックボードの試乗会を実施した。

[業務説明]

前回会議における協議会からの意見要望に対する回答

1　電動キックボード等の資料の配付について
電動キックボード、モペット、電動アシスト自転車の違いについて、分かりやすい資料を作成し、交通安全日に各町会に配付した。

2　電動キックボードの取締強化について
電動キックボードの違反については当署管内でも取締りを強化している。

3　モペットの登録台数について
荒川区のモペットの登録台数は令和５年１２月末時点で８９台

4　モペットのナンバー登録の周知について
警視庁ではナンバー登録が必要であることの周知に努め、当署においても積極的な指導・警告・取締りを実施している。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
新年度に向けた荒川警察署各課の施策と取組について

（1）地域課
ア　自転車のルールやマナーの広報と悪質運転者への指導取締り
イ　自転車窃盗犯人の検挙と被害防止
ウ　街頭における地域警察官による積極的な警ら活動の実施

（2）交通課
ア　自転車や高齢者が関与する交通事故防止対策の強化
自転車や高齢者が事故全体に占める割合が依然として高いことから、自転車用ヘルメットの着用推進、高齢歩行者の保護・誘導等の対策を継続して推進する。
イ　通学路を中心とする道路交通環境の総点検と交通安全施設の設置推進
子供達が悲惨な交通事故の被害者となるのを防ぐべく、危険箇所の総点検を通じた道路環境の改善など、安全で快適な道路環境の整備に努める。
ウ　重大交通事故につながる悪質・危険な交通違反取締りの強化
速度違反や信号無視など、重大交通事故に直結する悪質・危険な交通違反の積極的な取締りを実施する。

（3）生活安全課
ア　特殊詐欺対策
イ　自転車盗対策
ウ　少年健全育成
エ　生活相談業務
オ　盛り場総合対策

（4）刑事組織犯罪対策課
ア　刑事部門
（ア）特殊詐欺事件発生時の具体的取組
（イ）特殊詐欺被疑者の余罪捜査の推進
イ　組織犯罪対策課部門
（ア）不良外国人による犯罪の検挙
（イ）在留外国人の安全確保に向けた啓発活動

（5）警備課
ア　災害警備諸対策の推進
（ア）各種訓練の実施
（イ）署員の災害対処能力の向上
（ウ）防災意識向上のための広報啓発活動の推進
イ　各種警備の万全
（ア）雑踏事案に対する的確な警備実施
（イ）テロ対処訓練の実施等による対処能力の向上

２　警察署協議会からの意見要望等
（１）元三島神社の例大祭について
６年ぶりに元三島神社の例大祭が実施されるが、コロナ禍での中止によって催行の詳細な方法が分からなくなっているため、警察に警備をお願いしたい。
【回答】当署警備課と町会で相談し、必要な警備を実施する。
（２）詐欺メールについて
スマートフォンに宅配便の偽メールが送信されるが、詐欺に遭わないためにどうすればよいか。
【回答】当署管内で被害事例はないが、メールを開かないように気を付けてほしい。

[その他の意見要望等]

電動キックボードを試乗しての感想
１　タイヤが小さいので、バランスを崩しやすく危ない。
２　歩道では時速６㎞制限とのことだが、歩道を走行すると、音が小さく歩行者が気付かないので危険だと思う。
３　乗って見ると楽しいので、若者に広まるのではないか。

その他	

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 5 年 度　　第 3 回　　荒川警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 5 年 1 2 月 0 1 日　　午後01時30分～ 午後02時45分		
開催場所	荒川警察署　講堂	出席者	協議会委員　　7 名 署長ほか　　2 名
内　容			

[業務説明]

○　前回会議における協議会からの意見要望に対する回答
　特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の交通ルール周知と遵守に向けた広報啓発について
（１）警視庁交通部作成の資料を活用した広報啓発活動
　ア　交通安全キャンペーン、交通安全教室での資料配付
　イ　配付対象者に応じた資料配付
　　外国人等には、交通ルールや事故発生状況をイラストで解説したもの等、理解しやすさに配慮
（２）「電動キックボードの乗り方教室」の実施
　ア　秋の全国交通安全運動中、日暮里駅前イベント広場において実施
　イ　電動キックボードの正しい乗り方について理解を深めてもらう目的
　ウ　外国人利用者の増加を見据え、管内日本語学校の留学生を対象に実施予定

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

１　署長から協議会への説明内容
　年末年始に向けた荒川警察署各課の取組について
（１）地域課
　　年末年始特別警戒と取組内容
（２）交通課
　ア　令和５年ＴＯＫＹＯ交通安全キャンペーンと取組内容
　イ　交通功労者等表彰式の実施
（３）生活安全課
　ア　年末年始地域安全運動と取組内容
　イ　盛り場対策総合対策
　ウ　荒川少年柔剣道の紹介
（４）警備課
　ア　諏方神社における大晦日警戒警備の実施
　イ　荒川区主催「成人のつどい」における警戒警備
２　警察署協議会からの意見要望等
　令和５年ＴＯＫＹＯ交通安全キャンペーンにおける「自転車と電動キックボード等に対する交通法規遵守の徹底」について
（１）電動キックボード、モペット等の交通ルール徹底について、交通課が作成した資料を速やかに各町会に配布できるように用意してほしい。
（２）荒川区内の電動キックボード、モペットの登録台数を教えてほしい。
【回答】荒川区内の電動キックボードの登録台数は６０台、モペットについては調査して回答する。
（３）荒川区では、電動キックボードがあまり普及していないが、危険な走行をしている電動キックボードに対する取締りについては強化してほしい。
（４）モペットと電動アシスト自転車は一見して違いが分からないので、見分けるポイントを教えてほしい。
（５）インターネット通販でモペットを購入する人がいるようだが、購入した際にナンバー登録が必要であることは周知されているのか。

[その他の意見要望等]

　年末年始はゴミの回収が休止され、ルール違反が懸念されるところ、区役所、警察署のどちらに相談すればよいのか。
【回答】警察署と区役所で情報共有して対応するので、どちらに相談していただいてもかまわない。

その他	

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 5 年 度　　第 2 回　　荒川警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 5 年 0 9 月 0 7 日　　午 後 0 1 時 3 0 分 ～ 午 後 0 2 時 3 0 分		
開催場所	荒川警察署　　講堂	出席者	協議会委員　　9 名 署長ほか　　2 名
内　容			

[業務説明]

前回会議における協議会からの意見要望に対する取組結果

1　「荒川区のメールマガジンをもっと活用してほしい。」との要望について

（1）犯罪発生情報、交通安全情報、詐欺等の不審電話情報について、「メールけいしちょう」の情報を「荒川区メールマガジン」に転記して配信している。

（2）「メールけいしちょう」を活用いただければ、よりタイムリーな情報収集が可能である。

（3）今後「メールけいしちょう」や防犯アプリ「デジポリス」の更なる普及と効果的な広報啓発を図る。

2　「検挙情報等が少ないので、もっと発信してもらいたい。」との要望について

（1）本年の犯罪発生及び不審電話情報の配信数

（2）本年の検挙に関する配信数及びその事件概要

（3）検挙情報についての発信は、被害者の同意等、要件や制限があり、難しい点もあるが、可能な限り実施していく。

3　「ゴミ回収のルール周知について有効な対策を教えてほしい。」との要望について

（1）不法投棄であれば、警察が検挙・警告を実施する。

（2）ゴミ集積所のマナー違反については、区役所環境清掃部（清掃事務担当課）が広報啓発を実施する。

（3）事件とマナー違反との線引きは難しいが、ゴミ問題は住民の関心が高いので、警察と区で相互に情報共有を行い、対応していく。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容

秋の全国交通安全運動と当署の取組について

（1）安全運動期間

９月２１日（木）から９月３０日（土）まで

（2）運動重点

特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード）に関する交通ルール遵守の徹底等

（3）荒川署の安全運動期間中の目標及び交通街頭配置の実施強化

（4）安全運動に伴う行事

ア　荒川署管内で開催された行事とその内容

イ　期間中に開催予定の行事

2　警察署協議会からの意見要望等

最近、電動アシスト自転車や電動バイク、電動キックボードなどいろいろな乗り物が増えて、車道や歩道を走っている。

交通ルールがよくわからないので、分かりやすい資料を提供してほしい。

[その他の意見要望等]

1　情報発信ツールについて、「荒川区メールマガジン」、「メールけいしちょう」、「デジポリス」と複数あるが、すべて登録すると着信も多くなるので、一つに統合してほしい。

2　若者が集まるバーなどで、暴力団の名刺を出して勧誘活動をしている者がいるようなので、私服の警察官にパトロールしてほしい。

その他	

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 5 年 度　　第 1 回　　荒川警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 5 年 0 6 月 0 5 日　　午 後 0 1 時 3 0 分 ～ 午 後 0 4 時 1 5 分		
開催場所	荒川警察署　講堂	出席者	協議会委員　　8 名 署長ほか　　2 名

内　容

会議に先立ち、会長、副会長を互選した。

[業務説明]

各課が本年最も力を入れて取り組む業務について説明した。

1　警務課
（1）職員が働きやすい職場環境の構築
（2）地域住民に安心を与えられる警察活動の推進
（3）採用業務の推進
2　交通課
自転車総合対策の推進による自転車が関与する人身事故の減少
3　警備課
災害警備対策の推進
4　地域課
住民に寄り添う活動による安全・安心の実現
5　刑事組織犯罪対策課
（1）特殊詐欺犯人の検挙
（2）不良外国人による犯罪の取締り
6　生活安全課
特殊詐欺被害防止対策の推進

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容
（1）警務課は、心身ともに健全な警察官が憂いなく職務を遂行できるよう、職場への提案や悩みごとを相談できる窓口を整え、地域住民の安全・安心の実現のために警察術科に取り組んでいることを説明した。
　また、採用業務については、採用説明会のほか、職場体験、ホームページなどで情報発信していることを説明した。
（2）交通課は、事故傾向として自転車の関与率が高いことから、交通安全教育による交通法令の浸透と意識向上を図り、悪質危険な自転車利用者に対しては、指導・警告、取締りを行っていくことを説明をした。
　ヘルメットの着用推進に向けては、自治体などと連携して取り組んでいくことを説明した。
（3）警備課は、地震や風水害発生時における被災対処能力を向上させるため、署員の資器材活用訓練、管内企業や学校などと協力した救出救護・避難訓練、区役所や消防署との合同訓練の実施について説明した。
（4）地域課は、地域住民への寄り添い活動の一環として巡回連絡を行い、警察官やパトカーによるパトロール活動を一層推進していくことを説明した。
　また、急訴に対応するため、管内の地理状況を把握することにより、１１０番通報などへの早期臨場を実現して、安全・安心を実現していくことを説明した。
（5）刑事組織犯罪対策課は、特殊詐欺犯人の検挙と不良外国人による犯罪の取締りに力を入れていくことを説明した。
（6）生活安全課は、特殊詐欺被害防止に向けた取組として、署員が高齢者の集まる場所や各家庭を訪問することにより、犯人からの電話を受けないようにする対策として、自動録音機の設置やナンバーリクエストサービス加入などの普及に取り組むことを説明した。
2　警察署協議会からの意見要望等
（1）不審者情報や特殊詐欺の注意喚起情報などは、荒川区からのメールマガジンで情報発信されているが、あまり認知度が高くないようなので、地域の防犯意識向上のためにもっと周知してほしい。
（2）検挙情報などの結果についての情報が少ないので、そのような情報発信があればもっと安心できる。

[その他の意見要望等]

「ゴミ集積場のルールを守らない人がいるので、警察に相談したり、対応してもらったりしているが、しばらくするとルールを守れない人が出てくるため、相談窓口や有効な対策を教示してほしい。」との要望があった。

その他	

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令 和 0 4 年 度　　第 4 回　　荒川警察署協議会　議事概要			
開催日時	令 和 0 5 年 0 2 月 1 5 日　　午後01時30分～ 午後03時00分		
開催場所	荒川警察署　講堂	出席者	協議会委員　　8 名 署長ほか　　2 名

内　容

[業務説明]

前回会議において出された協議会からの意見要望に対する取組結果について

1　「『ながらスマホ』の歩行者、自転車利用者に対し注意喚起等の対応をとってほしい」旨の要望については、荒川区役所と連携し広報啓発活動を実施し意識向上に努めるとともに、警察官が現認した場合には、指導取締りを行っていく旨を説明した。

2　「自転車利用者に対する交通ルールの浸透を図ってほしい」旨の要望については、自転車ヘルメットの着用努力義務化に向けて、通行方法も含めた交通安全教育と取締りの両面で交通ルール遵守とマナー向上に向けた取組をしていく旨を説明した。

3　「町屋斎場周辺でスピードを出して通る車に対する安全対策をってほしい」旨の要望については、注意喚起看板を設置する予定のほか、道路管理者に対し、道路への段差舗装や滑り止め舗装、ガードレールなどへの反射材の貼付などの対応を働き掛けている旨を説明した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1　署長から協議会への説明内容

（1）「交番勤務中、『特殊詐欺被害に遭ったようだ』との１１０番指令を傍受した」という事案を想定し、被害者役、警察官役、指揮者役をたて、１１０番通報受理後に警察官が被害者から被害時の状況などを聴取し無線報告をする様子を実演した。

（2）１１０番通報受理者は、「いつ、どこで、何があったのか」などについて尋ねるため、想像などは交えずに見聞きしたままの状況を伝えることで速やかな手配や指令につながることを説明した。

（3）１１０番通報は、警視庁本部において受理後、管轄署等に対して無線指令され、その指令を交番勤務中の警察官等が傍受することで勤務中の警察官が同時に情報共有できる仕組みとなっていることを説明した。

（4）通報後も、更に詳しい状況などを直接聴取する必要があるため、その場に留まっての協力を求めており、通報者や目撃者の協力が事件事故の解決には不可欠である旨を説明した。

（5）警察相談ダイヤル「＃９１１０」について、問合せや困りごとなどの不急の連絡は「＃９１１０」を活用することで、緊急性のある１１０番通報への速やかな対応が可能となる旨を説明した。

（6）携帯電話が普及しているが、有事に備えるため、生活圏内にある公衆電話の設置場所を確認しておく必要があることを説明した。

2　警察署協議会からの意見要望等

通報者や被害者の年齢や性別、その状況に合わせた聴取をしてほしい。また、署長から説明のとおり、指令の傍受、現場での活動を行い、安全安心な街づくりに努めてもらいたい。

[その他の意見要望等]

なし

その他	

※　詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。